明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（三四）　五
○著作権法の一部を改正する法律（三五）　五
○特許法等の一部を改正する法律（三六）　六
〔政　令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令（一七九）　九
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（一八〇）　四
○大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一八一）　四
○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（一八二）　四
〔条　約〕
○投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定（五）　四
〔告　示〕
○投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の効力発生に関する件（外務一六〇）　六
〔官庁報告〕
官庁事項
国民の保護に関する基本指針の変更（内閣）　六
内閣府国民保護計画の変更について（内閣府）　六
金融庁国民保護計画の変更について（金融庁）　六
総務省国民保護計画の変更について（総務省）　六
消防庁国民保護計画の変更について（消防庁）　七
法務省国民保護計画の変更について（法務省）　七
文部科学省・文化庁国民保護計画の変更について（文部科学省・文化庁）　七
厚生労働省国民保護計画の変更について（厚生労働省）　七
農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画の変更について（農林水産省・林野庁・水産庁）　七
経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画の変更について（経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁）　七
国土交通省・観光庁国民保護計画の変更について（国土交通省・観光庁）　七
国土地理院国民保護計画の変更について（国土地理院）　七
海上保安庁国民保護計画の変更について（海上保安庁）　七
原子力規制委員会国民保護計画の変更について（原子力規制委員会）　七
防衛省国民保護計画の変更について（防衛省）　七

本号で公布された法令のあらまし

◇地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（法律第三四号）（総務省）

一　地方公務員法の一部改正関係

1　任用の根本基準

職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならないこととした。（第一五条関係）

2　採用、昇任、降任、転任及び標準職務遂行能力の定義

採用、昇任、降任、転任及び標準職務遂行能力の定義について定めることとした。（第一五条の二関係）

3　採用の方法等

採用の方法、採用試験の目的及び方法、採用候補者名簿の作成並びに選考による採用等について定めることとした。（第一七条の二～第二一条の二関係）

4　昇任の方法等

昇任の方法、昇任試験又は選考の実施並びに降任及び転任の方法等について定めることとした。（第二一条の三～第二一条の五関係）

5　人事評価の根本基準

職員の人事評価は、公正に行われなければならないこととするとともに、任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとした。（第二三条関係）

6　人事評価の実施等

㈠　職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならないこととした。（第二三条の二第一項関係）

㈡　人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定めることとした。（第二三条の二第二項関係）

㈢　任命権者は、㈠の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならないこととした。（第二三条の三関係）

㈣　人事委員会は、人事評価の実施に関し、任命権者に勧告することができることとした。（第二三条の四関係）